名　称　女川港南防波堤灯台
位　置
所在地　宮城県女川港（南防波堤外端）
北　緯　三八―二六―一一
東　経　一四一―二七―四七
変更した事項
灯　質　群せん緑光　毎六秒に二せん光
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成三十年三月十二日
記　事　一時名称等変更中のところ灯質等変更のうえ復旧

名　称　女川港北防波堤灯台
位　置
所在地　宮城県女川港（北防波堤外端）
北　緯　三八―二六―一五
東　経　一四一―二七―五二
変更した事項
灯　質　群せん赤光　毎六秒に二せん光
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成三十年三月十二日
記　事　一時名称等変更中のところ灯質等変更のうえ復旧

名　称　下関南東水道第二号灯浮標
位　置
所在地　本山岬（山口県山陽小野田市）の西方約九・〇キロメートル
北　緯　三三―五五―三八
東　経　一三一―〇四―五八
変更した事項
位　置　正規位置の一二五度約五〇〇メートル
変更年月日　平成三十年三月十三日
記　事　一時変更

名　称　池間島北東方灯標
位　置
所在地　池間島灯台（沖縄県宮古島市）の東北東方約三・九キロメートル
北　緯　二四―五六―四八
東　経　一二五―一六―二二
変更した事項
灯　質　連続急せん白光
光　度　実効光度二五カンデラ
高　さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成三十年三月十四日

名　称　式根島港突堤灯台
位　置
所在地　東京都新島村（式根島港突堤外端）
北　緯　三四―一九―一二
東　経　一三九―一三―一四
変更した事項
灯　質　単せん白光　毎三秒に一せん光
光　度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成三十年三月十五日
記　事　一時変更

名　称　多古鼻灯台
位　置
所在地　島根県松江市（多古鼻）
北　緯　三五―三六―〇九
東　経　一三三―〇五―二五
変更した事項
灯　質　単せん白光　毎五秒に一せん光
光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
明弧角度　全度
高　さ　地上から構造物の頂部まで六・三メートル　平均水面上から灯火まで一一三メートル
変更年月日　平成三十年三月十五日
記　事　一時位置等変更中のところ灯質等変更のうえ復旧

○東北地方整備局告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月十九日　東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　仙南広域都市計画道路事業三・四・四百五号小池石生線
三　事業施行期間　自平成三十年四月十九日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　宮城県柴田郡村田町大字村田字小池、字末広町、字七小路、字二月田及び字広畑地内
使用の部分　宮城県柴田郡村田町大字村田字平群、字七小路、字二月田及び字広畑地内

○関東地方整備局告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十九日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　十四号
三　指定する道路の部分
区間　市川市稲荷木一丁目六〇七番二九地先から同市稲荷木一丁目三四・九〇～一二七・〇〇メートル（キロメートル　〇・三三六）
四　指定する期日　平成三十年四月十九日

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

四月十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

古物営業法の一部を改正する法律

議案送付

四月十七日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案
著作権法の一部を改正する法律案
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
生産性向上特別措置法案
産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

議案通知

四月十七日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

古物営業法の一部を改正する法律案